

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について											2 就学援助制度の申請書の配布方法										
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法											(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法										
							ア.教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ.自治体の広報誌等に掲載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ.各学校に対して周知	キ.教職向け説明会を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケにした場合、その内容												
該当団体	55	55	55	52	51	2	50	28	16	36	34	33	13	4	18	18	34	16	4	1	9	5	11	11				
千葉県	千葉市	教育委員会学校教育課	043-245-5928	gakujieds@city.chiba.lg.jp	http://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/gakui/shuuga-kuenjo.html		○	○	○	○	○	○	○											○	各学校で制度案内および申請書を配布			
千葉県	鎌子市	学校教育課	0479-24-8197	gakkyou@city.choshi.lg.jp	http://www.city.choshi.chiba.jp/edu/education/ky.gakkou/b-enri.html#syugakujo		○	○		○							○											
千葉県	市川市	市川市教育委員会 学校教育課 就学支援課	047-704-0256		http://www.city.ichikawa.lg.jp/edu03/		○	○		○					○	児童扶養手当担当において、就学援助制度の書類を配布	○	○										
千葉県	船橋市	船橋市教育委員会学校教育課 就学支援課	047-436-2852	gakumu@city.funabashi.lg.jp	http://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/005/p008693.html		○	○	○	○	○	○					○											
千葉県	館山市	館山市教育委員会教育総務課	0470-22-3685	kyousoumu@city.tateyama.chiba.jp	http://www.city.tateyama.chiba.jp/kyousoumu/page000278.html		○	○		○	○	○					○											
千葉県	木更津市	木更津市教育委員会学校教育課	0438-23-5259	s.matsuda@city.kisarazu.lg.jp	http://www.city.kisarazu.lg.jp/		○		○	○	○	○					○											
千葉県	松戸市	学校教育課	047-366-7457	mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp	http://www.city.matsudo.chiba.jp/kyoiku/kakusyutetuduki/tetsuduki/shugakujo.html		○			○	○	○					○											
千葉県	野田市	教育委員会学校教育課	04-7125-1111 内線2989	gakko@mail.city.noda.chiba.jp	http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/1000536.html		○			○	○	○					○											
千葉県	茂原市	教育委員会学校教育課	0475-20-1558	gakko@city.mobara.lg.jp	http://www.city.mobara.chiba.jp/	https://www.facebook.com/mobaracity/	○			○							○	○										
千葉県	成田市	教育部学務課	0476-20-1581	gakumu@city.narita.lg.jp	http://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page197100.html		○	○		○	○	○	○	○			○	○						○	市のホームページ上に申請書を掲載。			
千葉県	佐倉市	佐倉市教育委員会 学務課	043-484-6186	gakumu@city.sakura.lg.jp	http://www.city.sakura.lg.jp/000002801.html		○	○		○	○	○	○				○	○										
千葉県	東金市	教育部学校教育課学務係	0475-50-1184	gakkyo@city.togane.lg.jp	http://www.city.togane.chiba.jp/0000000591.html		○	○		○	○	○			○	入学説明会での制度案内の配付 ・学校だよりへの制度案内の掲載を各学校へ依頼	○	○										
千葉県	旭市	旭市教育委員会学校教育課	0479-55-5724		http://www.city.asahi.lg.jp/		○	○	○	○	○	○					○	○										
千葉県	習志野市	習志野市教育委員会学校教育課	047-451-1133	gakyoiku@city.narashino.lg.jp	http://www.city.narashino.lg.jp		○	○	○	○	○	○					○											
千葉県	柏市	柏市教育委員会学校教育課	04-7191-7367	gakkokyoiku@city.kashiwa.chiba.jp	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/270100/p003812b.html		○	○		○	○	○	○						○					○	制度案内、申請書は市ホームページからダウンロードして使用も可能			
千葉県	勝浦市	勝浦市教育委員会 学校教育課	0470-73-6664	gakko-kyo@city.katsuura.lg.jp	http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/top/top.aspx		○		○	○	○	○					○											
千葉県	市原市	市原市教育委員会 学校教育課	0436-23-9848	gakkokyoiku@city.ichihara.lg.jp	http://www.city.ichihara.chiba.jp/sitemap.html		○		○	○	○	○					○	○										
千葉県	流山市	流山市教育委員会学校教育課	04-7150-6104	gakkokyoiku@city.nagareyama.lg.jp	http://www.city.nagareyama.chiba.jp/176/34132/034155.html		○	○		○	○	○	○				○											
千葉県	八千代市	教育委員会学務課	047-481-0302	gakumu1@city.yachiyo.chiba.jp	http://www.yachiyo.ed.jp		○	○		○	○	○			○	入学前の就学時健康診断において案内文書を配布	○											
千葉県	我孫子市	教育委員会教育総務部学務課	04-7185-1268	abk.gakkokyoiku@city.abiko.lg.jp	http://www.city.abiko.chiba.jp/kosodate/gakko_houkago/sho-gaku_chugaku_soudan_enjo/shoreihjokin.html		○			○	○	○							○									
千葉県	鴨川市	鴨川市教育委員会学校教育課	04-7094-0512	gakko@city.kamogawa.lg.jp	http://www.city.kamogawa.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/1435920376271.html		○	○		○							○											
千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市教育委員会 学校教育課 学務保健室	047-445-1501	gakumuhoken@city.kamagaya.chiba.jp	http://www.city.kamagaya.chiba.jp		○			○	○	○			○	就学時健康診断の際に、保護者に書類を配付し、説明している。 ・福祉面から子育てをサポートする担当課が作成するハンドブックにてお知らせを掲載している。 ・必要に応じて、窓口で案内している。	○						○	必要に応じて教育委員会で配付している。				
千葉県	君津市	教育部学校教育課	0439-56-1415	gakko@city.kimitsu.lg.jp	http://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/39/2329.html		○			○	○						○											
千葉県	富津市	教育部学校教育課	0439-80-1339	mb034@city.futtsu.chiba.jp	http://www.city.futtsu.chiba.jp/			○		○	○						○											
千葉県	浦安市	教育委員会 教育総務部 学務課	047-712-6742	gakumu@city.urayasu.lg.jp	http://www.city.urayasu.lg.jp		○	○		○	○	○					○											
千葉県	四街道市	教育部学務課	043-42-8932	ygako@city.yotsukaido.lg.jp	http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kosodate/teate/syugaku-uenjo.html		○	○		○	○	○			○		○	○										
千葉県	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市教育委員会学校教育課	0438-62-3718	gkk32000@sodegaura.ed.jp	http://www.city.sodegaura.lg.jp		○	○		○	○	○			○	市発行「子育てぶっく」に掲載。就学時健康診断時に案内の配布及び制度説明。	○											
千葉県	八街市	八街市教育委員会 学校教育課	043-443-1446	gakkyo@city.yachimata.lg.jp	http://www.city.yachimata.lg.jp/		○	○	○	○	○	○											○	教育委員会や各学校において随時相談を受けており、希望者には相談を受けた機関で申請書を配布している。				
千葉県	印西市	教育委員会学務課	0476-33-4704(直通)	gakumu_ka@city.inzai.lg.jp	http://www.city.inzai.lg.jp						○				○	各学年毎に保護者へ案内を配布する							○					
千葉県	白井市	教育委員会教育部学務課	047-492-1111		http://www.city.shiroi.chiba.jp/		○	○		○	○				○	学校を通して毎年全家庭に就学援助制度の書類を送付 ・入学通知送付の際に就学援助制度の書類を同封		○										
千葉県	富里市	富里市教育委員会学校教育課	0476-93-7658	gakkyou-edu@city.tomisato.lg.jp	http://www.city.tomisato.lg.jp		○	○	○	○	○	○					○	○										



		II 平成29年度準要保護認定基準																															
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																		(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率							
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費、PTA会費等の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料、給食費等が悪い者、通学用品等に不自由している者、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動するに自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期				目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)				
該当団体	55	31	29	26	25	26	32	16	8	22	24	15	8	16	19	26	13	8	0	10	47	47	47	47	0	0	10	24	55				
千葉県	千葉市	○	○		○	○	○	○		○	○				○	○					1	課税所得 その他		236						【基準額の時期】平成24年12月末日の生活保護基準を採用	10%未満		
千葉県	鎌子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	その他	その他	365						【課税所得等の分類】給与収入(税引き前) 【基準額の時期】平成24年4月	10%未満		
千葉県	市川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.1	課税所得	その他	376						【基準額の時期】平成25年4月1日の生活保護基準を採用	10%未満		
千葉県	船橋市						○									○					1.5	その他	その他	476						【課税所得等の分類】前年(1月から12月)の給与収入(税引き前) 【基準額の時期】平成25年4月1日	10%未満		
千葉県	船山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3	その他	前年度	359				市町村民税が均等割のみの者・雇用保険が支給されている者・その他、教育委員会が必要と認めた者	基準根拠の課税所得等の分類は、総所得、退職所得、山林所得、児童扶養手当、遺族年金、養育費の合計	10%未満			
千葉県	木更津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	課税所得	その他	316						【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満		
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○	○		○						○					1.1	課税所得	前年度	363							15%未満		
千葉県	野田市															○					1.25	その他	その他	336						(2)基準根拠 【課税所得等の分類】収入 【基準額の時期】4年前の年度(H25.8改正以前の基準)	10%未満		
千葉県	茂原市															○					1.3	課税所得	前年度	304							10%未満		
千葉県	成田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○								質問1のAからカ、ケからサ、ス、セまでのいずれかに該当するもの(被保護者を除く)であり、かつ、生活保護基準の1.3倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した基準により判断している。なお、生活保護基準は、平成25年8月の改正以前の基準により審査を行っている。基準根拠については、世帯員の所得の合計額並びに養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金その他教育長が認める財産及び諸収入を合算した額としている。基準額の時期については、4月から6月の認定に当たっては前々年度、7月から3月の認定に当たっては前年度を原則として、収入額等に変化があるときは当該年の見込額としている。目安額(年額)は285万円である。		【課税所得等の分類】基準根拠として、所得は、合計所得金額+その他収入額-社会保険料控除額-生命保険料控除額-地震保険料控除額。 【基準額の時期】生活保護基準額は、基準額引き下げ前の基準額を根拠としている。	10%未満		
千葉県	佐倉市																				1.3	その他	その他	365							1(2) 【課税所得等の分類】総収入 【基準額の時期】4年前の年度	10%未満	
千葉県	東金市															○					1.3	その他	その他	382								5%未満	
千葉県	旭市																			○										ソの要件かつア～キ、ケ、コ、あるいは以下の要件のいずれか1つを満たす者 ※その他の要件 ・世帯更正資金貸付制度による貸付けを受けた者 ・その他生活に困難していると認められる者			
千葉県	習志野市	○	○				○														1.3	課税所得	その他	357							保護者の職業が不安定なため、生活状況が悪いと認められるものであり、かつ、所得が生活保護基準の最低生活費・教育扶助費・住宅扶助費の合計額の1.3倍に相当する額を下回るもの【ソ+タ】	【基準額の時期】平成25年4月1日	10%未満
千葉県	柏市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5	その他	その他	383							失業により求職者給付を受けていること、離婚調停中などにより、生計中心者の援助がないこと。家族の病気などにより生活が困難なこと。	基準根拠 【課税所得等の分類】総収入(税引き前) 【基準額の時期】平成25年4月1日現在	15%未満
千葉県	勝浦市																				1.3	課税所得 総所得 (税引き 前)	前々年度	302								10%未満	
千葉県	市原市																				1.32	前)	その他	315								【基準額の時期】4年前の年度	15%未満
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	1.1	課税所得	当該年度	357							主たる生計者の死亡や火災等の災害の場合など、具体的事由の記載による		10%未満
千葉県	八千代市																				1.5	その他	その他	500							【課税所得等の分類】総収入(税引き前) 【基準額の時期】平成25年4月1日現在	10%未満	
千葉県	我孫子市		○																		1.5	課税所得	前年度	350									15%未満
千葉県	鴨川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○										保護者及び世帯員の所得状況を確認し、家庭状況や学校長、民生委員の意見を参考にし、総合的に判断し、認定している。		10%未満	
千葉県	鎌ヶ谷市																				1.3	総所得 (税引き 前)	その他	411								・収入が生活保護基準の1.3倍未満の者を準要保護Ⅰ段階とする。 ・収入が生活保護基準の1.3倍以上1.5倍未満の者を準要保護Ⅱ段階とする。 ・(2)の補足 基準額の時期は平成25年4月1日現在	10%未満
千葉県	君津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	前)	その他	317								【基準額の時期】平成25年4月現在の生活保護基準額による。	10%未満
千葉県	富津市																				1.2	課税所得	当該年度	320									10%未満
千葉県	浦安市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得 (税引き 前)	前年度	441									10%未満
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5	前)	前々年度	380									10%未満
千葉県	袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5	課税所得	前年度	367									10%未満
千葉県	八街市																			○										生活保護基準をもとに収入状況だけでなく各種手続の減免、免除状況や学校生活の状況、集金の納付状況等を総合的に判断し認定している。		10%未満	
千葉県	印西市	○																			1.3	総所得 (税引き 前)	前年度	280									5%未満
千葉県	白井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○										教育委員会が特に就学援助費の支給が必要であると認めた者		5%未満	
千葉県	富里市																				1.5	その他	その他	418							【課税所得等の分類】給与収入(税引き前・前年中) 【基準額の時期】平成25年8月改正以前の基準	10%未満	

		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																	(2)(1)でフ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率						
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校給付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、基盤、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠				目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)			
該当団体	55	31	29	26	25	26	32	16	8	22	24	15	8	16	19	26	13	8	0	10	47	47	47	47	0	0	10	24	55		
千葉県	南房総市	○																			1.5	総所得(税引き前)	前年度	281						5%未満	
千葉県	匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得(税引き前)	当該年度	360						10%未満	
千葉県	香取市																				1.5	課税所得(税引き前)	当該年度	332						10%未満	
千葉県	山武市																				1.2	課税所得	その他	266						【基準額の時期】平成24年12月末日の生活保護基準を採用	15%未満
千葉県	いすみ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	301						5%未満	
千葉県	大網白里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	当該年度	365						【課税所得等の分類】収入(事業収入は総所得)	10%未満
千葉県	酒々井町																				1	課税所得	その他	244						【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	220							5%未満
千葉県	神崎町		○				○														1.5	課税所得	前年度	317							5%未満
千葉県	多古町	○	○	○	○	○	○			○	○			○							1.5	課税所得	当該年度	387							10%未満
千葉県	東庄町																				1.5	その他	前年度	428						【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)	5%未満
千葉県	九十九里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	345							10%未満
千葉県	芝山町	○	○	○		○	○			○				○																5%未満	
千葉県	横芝光町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○			○											1.3	課税所得	前年度	302							10%未満
千葉県	磯沢町	○	○	○		○	○	○													1.5	その他	当該年度	451						【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)	5%未満
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	275							10%未満
千葉県	白子町																				1.3	課税所得	前年度	304						特別な事情(失業・離婚等)	10%未満
千葉県	長柄町																				1.3	課税所得(税引き前)	前年度	278							10%未満
千葉県	長南町																				1.3	課税所得	前年度	301							10%未満
千葉県	大多喜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	270						基準根拠 課税所得等の分類→収入額(基礎控除等差引後) 基準額の時期→前年12月末	5%未満
千葉県	御宿町																				1.3	課税所得	その他	301						【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
千葉県	額南町	○					○																							5%未満	
千葉県	布施学校組合																				1.3	課税所得	その他	301						【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満

Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																									
1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																									
(1)項目毎の援助額			(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																																						
①都道府県	②市町村	該当団体数	学用品費							新入学児童生徒学用品費等							通学費							修学旅行費																	
			実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
千葉県	千葉市	55	1	1	0	9	10	9	46	46	0	1	1	0	10	10	10	45	44	0	25	25	0	1	1	1	2	1	0	45	45	0	8	8	8	3	2	0	33		
千葉県	千葉市								○	11,420								○	40,600		○	40,139								○	2,200										
千葉県	鎌子市								○	11,420									○	20,470		○	0							○	22,000										・平成29年度予算計上単価で記入 ・中学校新入学用品費を小学校6年生の3月に支給
千葉県	市川市								○	11,420									○	20,470		○	0							○	22,600										・支給平均額については、29年度予算に計上した単価で記入。
千葉県	船橋市								○	11,420									○	40,600		○	14,021							○	21,634										
千葉県	館山市								○	11,420									○	40,600		○	32,700							○	22,546										・支給平均額は、H28年度の実績による。
千葉県	木更津市					○	11,420	11,420						○	40,600	40,600						○	20,600							○	20,600										
千葉県	松戸市								○	11,420									○	20,470		○	7,140							○	21,490										「平均支給額」欄について ・通学費は、28年度実績額を記入 ・修学旅行費は、29年度予算単価を記入
千葉県	野田市								○	11,420									○	40,600		○	19,713							○	19,713									・修学旅行費：平成28年度実績額	
千葉県	茂原市								○	11,420									○	40,600		○	0							○	23,000									・実費の支給平均額は、全て29年度予算に計上した単価。	
千葉県	成田市					○	13,650	13,650						○	40,600	20,470					○	11,000								○	21,490									・支給平均額は当初予算算定時の単価を使用。 ・学用品費の上限額は6年生の額。 ・学用品費は通学用品費と統合。	
千葉県	佐倉市								○	11,420									○	40,600		○	22,036							○	22,036									支給平均額について ・修学旅行費は平成28年度実績額	
千葉県	東金市								○	11,420									○	40,600		○	22,000							○	22,000									・29年度予算に計上した単価を記入。 ・新入学児童生徒学用品費等は、要綱改正後の単価を記入。	
千葉県	旭市								○	11,420									○	20,470		○	23,500							○	23,500										
千葉県	習志野市								○	13,650									○	40,600		○	0							○	21,774									・学用品費(1年)11,420円 2～6年は記載のとおり。 ・通学用品費は学用品費を含む。 ・通学費は予算なし。 ・修学旅行費は予算単価。	
千葉県	柏市								○	11,420									○	20,470		○	25,000							○	25,000									・修学旅行「給与平均額」は平成29年度予算に計上した単価を記入。 ・修学旅行は原則実費であるが、見学という費目において上限額を設けている。	
千葉県	勝浦市					○	11,420	11,420						○	40,600	40,600					○	60,000								○	25,000										
千葉県	市原市								○	11,420									○	20,470		○	36,836							○	20,880									・通学費・修学旅行費については平成28年度実績額	
千葉県	流山市								○	11,420									○	40,600		○	20,304							○	20,304										
千葉県	八千代市								○	11,420									○	40,600		○	0							○	25,000									・通学費：実費額を支給。28年度は支給実績なし	
千葉県	我孫子市								○	11,420									○	40,600		○								○	22,000										
千葉県	鴨川市								○	11,420									○	40,600		○	23,777							○	23,777									・支給平均額は、平成28年度の実績に基づいた平均値	
千葉県	鎌ヶ谷市					○	11,420	9,984						○	20,470	20,470					○	22,450								○	22,450									支給平均額については、28年度実績により記入。	
千葉県	君津市								○	11,420									○	40,600		○	36,000							○	21,490									支給平均額は、平成29年度の予算額にて計上しています。	
千葉県	富津市								○	11,420									○	40,600		○	0							○	21,490									・通学費 公共交通機関実費相当額(通学距離2km以上)H28年度実績なし。 ・新入学児童生徒学用品費等 小学1年には40,600円、小学6年には47,400円を補助	
千葉県	浦安市								○	11,420									○	20,470		○	21,456							○	21,456									・学用品費について、途中認定については月割で支給 ・修学旅行費などの実費額について、平成28年度実績を記載	
千葉県	四街道市								○	11,420									○	40,600		○	24,550							○	24,550										
千葉県	袖ヶ浦市								○	11,420									○	40,600		○	21,422							○	21,422										
千葉県	八街市								○	11,420									○	20,470		○								○	21,490									・支給平均額欄については、29年度予算に計上した単価を記入。	
千葉県	印西市					○	13,650	12,913						○	40,600	20,470					○	10,000								○	23,355									通学用品費は学用品費を含む。	
千葉県	白井市								○	11,420									○	40,600		○	0							○	23,500									「支給平均額」欄については、29年度予算に計上した単価	
千葉県	富里市		○	11,420										○	40,600				○	25,970		○	22,117						○	22,117									・修学旅行費・通学費は28年度実績 ・他の費目は29年度単価		

		Ⅲ 平成29年度主要保護就学援助額																																							
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																							
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項													
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費						修学旅行費															
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給		上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他			
該当団体	55	1	1	0	9	10	9	46	46	0	1	1	0	10	10	10	45	44	0	25	25	0	1	1	1	2	1	0	45	45	0	8	8	8	3	2	0	33			
千葉県	南房総市						○	11,420									○	40,600					○	39,290	0							○	21,490	21,459					・支給平均額は、平成28年度実績とする。 ・通学費は実績なし。		
千葉県	匝瑳市						○	11,420									○	20,470	○	0								○	24,020										・通学費については、片道の通学距離が4km以上の対象児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費を支給。(交通機関を利用する場合に限る。)ただし、対象児童等が特別支援学級に通学するものである時は、通学距離を問わない。実績なし。 ・「支給平均額」欄については、29年度の予算単価。		
千葉県	香取市						○	11,420									○	40,600									○	37,146													
千葉県	山武市						○	11,100									○	19,900									○	20,600											支給平均額については、平成29年度当初予算計上時の単価で記載。		
千葉県	いすみ市						○	11,420									○	40,600	○	0							○	25,000											支給平均額は29年度予算単価を記載		
千葉県	大網白里市						○	11,420									○	40,600									○	20,848											支給平均額は平成28年度の実績額により記入。		
千葉県	酒々井町						○	11,420									○	40,600	○	21,000							○	23,400													
千葉県	栄町				○	11,420	11,420						○	40,600	40,600												○	25,000													
千葉県	神崎町						○	11,420									○	40,600	○	0							○	19,985												・修学旅行費はH28実績。 ・通学費は該当者がなく、支給実績なし。	
千葉県	多古町						○	11,420									○	40,600	○	0							○	24,000												・通学費:支給実績なし	
千葉県	東庄町						○	11,420									○	40,600											○	21,490	21,490										
千葉県	九十九里町						○	11,420									○	40,600																○	21,490		21,490				
千葉県	芝山町						○	11,420									○	40,600											○	21,490	21,492										
千葉県	横芝光町				○	11,420	11,420						○	40,600	40,600												○	21,000													
千葉県	一宮町						○	11,420									○	20,470									○	26,000													
千葉県	睦沢町						○	11,420									○	40,600									○	21,190													
千葉県	長生村						○	11,420					○	31,230	31,230												○	26,000													学用品費及び通学用品費で11,420円
千葉県	白子町				○	11,100	11,100						○	29,900	29,900													○	25,000	25,000											
千葉県	長柄町						○	11,420									○	20,470								○	10,000	○	24,611												
千葉県	長南町				○	11,100	11,100						○	19,900	19,900												○	22,105													
千葉県	大多喜町						○	11,420									○	40,600	○	0							○	18,000													「通学費」は費目はあるが、実績・予定なし
千葉県	御宿町						○	11,420									○	40,600	○	0						○	22,494													「通学費」は実績・予定なし。「修学旅行費」についてはH28の実績額。	
千葉県	額南町						○	11,420									○	40,600								○	25,000														
千葉県	布施学校組合						○	11,420									○	40,600	○	0						○	0														「通学費」「修学旅行費」は実績・予定なし。

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体	55	1	1	0	9	9	9	45	44	0	1	1	0	10	10	10	44	43	0	23	23	0	1	1	1	2	1	0	44	44	0	8	8	8	3	2	0	33
千葉県	千葉市							○	22,320							○	47,400		○	78,800							○	40,600										
千葉県	鎌子市							○	22,320							○	23,550		○	0							○	41,000								平成29年度予算計上単価で記入		
千葉県	市川市							○	22,320							○	23,550		○	0							○	57,330								支給平均額については、29年度予算に計上した単価で記入。		
千葉県	船橋市							○	22,320							○	47,400		○	26,448							○	56,888								・新入学児童生徒学用品費等:支給平均額は単価の増額に伴い、平成28年度小学校6年時に前倒して支給を行った場合の差額支給単価ではない通常の単価を記載。		
千葉県	館山市							○	22,320							○	47,400		○	66,595							○	34,566								・支給平均額は、H28年度の実績による。		
千葉県	木更津市				○	22,320	22,320					○	47,400	47,400													○	61,432										
千葉県	松戸市							○	22,320							○	23,550		○	42,024							○	57,590								「平均支給額」欄について ・通学費は、28年度実績額を記入 ・修学旅行費は、29年度予算単価を記入		
千葉県	野田市							○	22,320							○	47,400										○	64,740								・修学旅行費:平成28年度実績額		
千葉県	茂原市							○	22,320							○	47,400		○	0							○	55,000								・実費の支給平均額は、全て29年度予算に計上した単価。 ・通学費は、補助対象だが実績がなく、29年度予算にも計上していないため0円。		
千葉県	成田市				○	24,550	24,550					○	47,400	23,550					○	93,540							○	57,590								・支給平均額は当初予算算定時の単価を使用。 ・学用品費の上限額は3年生の額。 ・学用品費は通学用品費と統合。		
千葉県	佐倉市							○	22,320							○	47,400										○	58,022								支給平均額について ・修学旅行費は平成28年度実績額		
千葉県	東金市							○	22,320							○	47,400										○	62,000								・29年度予算に計上した単価を記入。 ・新入学児童生徒学用品費等(入学準備金)は、要綱改正後の単価を記入。		
千葉県	旭市							○	22,320							○	23,550										○	42,000										
千葉県	習志野市							○	24,550							○	47,400		○	0							○	57,756								・学用品費(1年)22,320円 2,3年は記載のとおり。 ・通学用品費は学用品費に含む。 ・通学費は予算なし。 ・修学旅行費は予算単価。		
千葉県	柏市							○	22,320							○	23,550											○	5,500	55,566						・修学旅行は平成29年度予算に計上した単価を記入。 ・修学旅行は原則実費であるが、見学という費目において上限額を設けている。		
千葉県	勝浦市				○	22,320	22,320					○	47,400	47,400					○	66,000							○	70,000										
千葉県	市原市							○	22,320							○	23,550		○	109,640								○	56,370	55,935							・通学費・修学旅行費については平成28年度実績額	
千葉県	流山市							○	22,320							○	47,400										○	59,000										
千葉県	八千代市							○	22,320							○	47,400		○	0							○	44,000									・通学費:実費額を支給。28年度は支給実績なし	
千葉県	我孫子市							○	22,320							○	47,400											○	63,000	58,565								
千葉県	鴨川市							○	22,320							○	47,400										○	57,874									・支給平均額は、平成28年度の実績に基づいた平均値	
千葉県	鎌ヶ谷市				○	22,320	21,127					○	23,550	23,550					○	67,052							○	67,052								支給平均額については、28年度実績により記入。		
千葉県	君津市							○	22,320							○	47,400		○	36,000							○	57,590									支給平均額は、平成29年度の予算額にて計上しています。	
千葉県	富津市							○	22,320							○	47,400		○	0								○	57,590								通学費は実績なし。	
千葉県	浦安市							○	22,320							○	23,550										○	58,036								・学用品費について、途中認定については月割で支給 ・修学旅行費などの実費額について、平成28年度実績を記載		
千葉県	四街道市							○	22,320							○	47,400										○	57,609										
千葉県	袖ヶ浦市							○	22,320							○	47,400										○	62,452										
千葉県	八街市							○	22,320							○	23,550											○	57,590	57,590							・平均額欄については、29年度予算に計上した単価を記入。	
千葉県	印西市				○	24,550	23,194					○	47,400	23,550					○	3,940							○	55,062								通学用品費を学用品費に含む。		
千葉県	白井市							○	22,320							○	47,400		○	0							○	55,000								H29年度の通学費は、執行見込みなし。H28年度の実績なし。		
千葉県	富里市	○	22,320							○	47,400								○	0							○	59,243								・修学旅行費・通学費は28年度実績(通学費は実績なし) ・他の費目は29年度単価		

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容												
		(1) 費用毎の援助額																																								
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費													
実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他							
該当団体	55	1	1	0	9	9	9	45	44	0	1	1	0	10	10	10	44	43	0	23	23	0	1	1	1	2	1	0	44	44	0	8	8	8	3	2	0	33				
千葉県	南房総市						○	22,320								○	47,400					○	79,410	0							○	57,590	56,206							・支給平均額は、平成28年度実績とする。 ・通学費は実績なし。		
千葉県	匝瑳市						○	22,320								○	23,550		○	0								○	34,974											・新入学用品費等では4km以上の遠距離で自転車通学の場合、学用品費等とは別に自転車購入補助。 新一年生に1回上限15,000円支給。 ・通学費については、片道の通学距離が4km以上の対象児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費を支給。(交通機関を利用する場合に限る。)ただし、対象児童等が特別支援 学級に通学するものである時は、通学距離を問わない。実績なし。 ・支給平均額は平成28年度実績。		
千葉県	香取市						○	22,320								○	47,400											○	51,978													
千葉県	山武市						○	21,700								○	32,500											○	62,100											支給平均額については、平成29年度当初予算計上時の単価で記載。		
千葉県	いすみ市						○	22,320								○	47,400		○	0								○	65,000											支給平均額は29年度予算単価を記載		
千葉県	大網白里市						○	22,320								○	47,400											○	61,320											支給平均額は平成28年度の実績額により記入。		
千葉県	酒々井町						○	22,320								○	47,400											○	53,300													
千葉県	栄町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	55,000													
千葉県	神崎町						○	22,320								○	47,400		○	0								○	58,894												・修学旅行費はH28実績。 ・通学費は該当者がなく、支給実績なし。	
千葉県	多古町						○	22,320								○	47,400		○	0								○	41,000												・通学費: 支給実績なし	
千葉県	東庄町						○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590											
千葉県	九十九里町						○	22,320								○	47,400															○	57,590		57,590							
千葉県	芝山町						○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590											
千葉県	横芝光町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	60,000													
千葉県	一宮町						○	22,320								○	23,550											○	58,000													
千葉県	鎌沢町						○	22,320								○	47,400											○	57,290													
千葉県	長生村						○	22,320				○	36,460	36,460														○	60,468												学用品費及び通学用品費で22,320円	
千葉県	白子町			○	21,700	21,700						○	32,900	32,900														○	40,000	40,000												
千葉県	長柄町						○	22,320								○	23,550								○	30,000		○	61,531													
千葉県	長南町			○	21,700	21,700						○	22,900	22,900														○	58,884													
千葉県	大多喜町						○	22,320								○	47,400		○	155,590								○	65,000													
千葉県	御宿町						○	22,320								○	47,400		○	0								○	62,100													「通学費」は実績・予定なし。
千葉県	額南町						○	22,320								○	47,400										○	45,000														
千葉県	布施学校組合																																								小学校組合のため中学校は支給対象外。	



①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用品等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特に取組を行っている(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)		
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	55	47	8	6	4
千葉県	千葉市		○	学校、PTA、保護者会が卒業する生徒に呼びかけて制服を集めたのち、貸与したり、バザーや授業参観などの機会を活用して、安価に販売する取り組みを行っていることを把握している。	
千葉県	鎌子市	○			
千葉県	市川市	○			
千葉県	船橋市	○			
千葉県	館山市		○	制服や体操着のリサイクル	
千葉県	木更津市	○			
千葉県	松戸市	○			新入学用品費の単価については、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせて単価を変更し、29年中実施(支給)に向け検討中である。
千葉県	野田市	○			
千葉県	茂原市	○			
千葉県	成田市	○			
千葉県	佐倉市		○	・希望する生徒へ制服等リサイクル ・鍵盤ハーモニカ等、兄弟等使用品も可とする等、新品購入を必須としない ・算数教材セット等セット全てでなく、使用頻度の高い物のみの購入も可とする	
千葉県	東金市	○			
千葉県	旭市	○			
千葉県	習志野市	○			
千葉県	柏市	○			
千葉県	勝浦市	○			
千葉県	市原市	○			
千葉県	流山市	○			
千葉県	八千代市	○			
千葉県	我孫子市	○			
千葉県	鴨川市	○			
千葉県	鎌ヶ谷市	○			
千葉県	君津市	○			
千葉県	富津市	○			
千葉県	浦安市	○			
千葉県	四街道市	○			
千葉県	袖ヶ浦市	○			
千葉県	八街市	○			
千葉県	印西市	○			
千葉県	白井市	○			
千葉県	富里市	○			

①都道府県	②市町村	IV その他				自由記載欄
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)		イ. 取組を行っている(把握している)		
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組				
		イに○をした場合、その内容				
該当団体	55	47	8	6	4	
千葉県	南房総市	○				
千葉県	匝瑳市	○				
千葉県	香取市	○				
千葉県	山武市	○				
千葉県	いすみ市		○		中学入学時の制服のリサイクルに備え、学校で制服をストックしている。	
千葉県	大網白里市	○				
千葉県	酒々井町		○		学校(PTA)が卒業する生徒に呼びかけて制服、カバン、ジャージ等を集め、安価に販売する取り組みを行っていることを把握している。	
千葉県	栄町	○				
千葉県	神崎町	○				平成29年度より町内の小中学校に在籍する全児童生徒に対して、学校給食費を町で全額補助しているため、必要保護としての補助は実施していません。
千葉県	多古町	○				
千葉県	東庄町	○				
千葉県	九十九里町	○				
千葉県	芝山町	○				
千葉県	横芝光町	○				
千葉県	一宮町	○				
千葉県	睦沢町	○				
千葉県	長生村	○				
千葉県	白子町	○				
千葉県	長柄町	○				
千葉県	長南町	○				
千葉県	大多喜町	○				
千葉県	御宿町		○			・入学準備金事業として、小学校入学児童1人につき3,000円、中学校入学生徒1人につき8,000円を御宿町商店振興会の商品券で支給。 ・H29年度より修学旅行助成金として小学校児童1人につき10,000円、中学校生徒1人につき35,000円を上限として助成。(就学旅行費助成については要保護・必要保護修学援助費受給者は対象外。特別支援就学奨励費その他の補助制度を受けている場合は自己負担額限度)
千葉県	館南町		○			副教材等学校で購入する場合、できるだけ低価格なものとする。
千葉県	布施学校組合		○			いすみ市、御宿町それぞれの助成・補助制度あり。